

令和元年第4回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例	改正内容	施行期日等
(1) 荒尾総合文化センター条例の一部改正 (2) 荒尾市潮湯条例の一部改正 (3) 荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部改正 (4) 荒尾市働く女性の家条例の一部改正 (5) 荒尾市地域産業交流支援館条例の一部改正 (6) 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (7) 荒尾市万田炭鉱条例の一部改正 (8) 荒尾市都市公園条例の一部改正 (9) 荒尾市公民館条例の一部改正 (10) 荒尾市学校体育館使用料条例の一部改正 (11) 荒尾市地域体育館条例の一部改正	税率8%→10%への引上げに伴う、使用料等の改定	【施行期日】 令和元年10月1日 【経過措置】 (1)・(4)・(5)・(7)・(8)・(9)・(10)・(11) 施行日以後の申請に係る使用料等について適用 (3) 施行日以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料について適用

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

第1条 荒尾総合文化センター条例の一部改正

現 行		改 正 後							
別表 (第10条関係)									
(1) ホール使用料									
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	9時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平大ホール	15,550	25,920	36,284	41,476	62,200	77,766	690		
い場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	9時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平大ホール	18,653	31,104	43,549	76,746	93,306	690			
い場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	9時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平大ホール	23,320	38,880	54,435	62,200	93,311	116,666	690		
い場合	0	0	0	0	0	40			
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	9時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平大ホール	27,984	46,650	65,317	74,640	111,913	139,966	690		
い場合	0	0	0	0	70	50			
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	9時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平大ホール	31,105	51,840	72,578	82,940	124,415	155,566	690		
い場合	0	0	0	0	10	20			
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	9時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平大ホール	5,270	9,230	11,871	14,512	21,111	26,403	190		
い場合	0	0	0	0	0	0	0		

現 行										
	6,220	10,88	13,99	17,10	24,88	31,10	31,10	31,140		
		0	0	0	0	0	0	0		
	7,770	13,60	17,49	21,38	31,10	38,88	31,140			
		0	0	0	0	0	0	0		
	9,330	16,33	20,99	25,66	37,32	46,65	31,140			
		0	0	0	0	0	0	0		
	10,36	18,14	23,32	28,51	41,47	51,84	31,140			
		0	0	0	0	0	0	0		
	18,65	31,10	43,54	49,76	74,64	93,30	66,690			
		0	0	0	0	0	0	0		
	22,38	37,31	52,24	59,69	89,55	111,96	66,690			
		0	0	0	0	0	0	0		
	27,98	46,65	65,30	74,64	111,9	139,96	66,690			
		0	0	0	0	0	0	0		
	33,58	55,98	78,36	89,56	134,3	167,96	66,690			
		0	0	0	0	0	0	0		
	37,31	62,20	87,07	99,52	149,2	186,66	66,690			
		0	0	0	0	0	0	0		

改 正 後										
	6,330	11,08	14,24	17,41	25,34	31,67	31,190			
		0	0	0	0	0	0	0		
	7,910	13,85	17,81	21,77	31,67	39,60	31,190			
		0	0	0	0	0	0	0		
	9,500	16,63	21,37	26,13	38,01	47,51	31,190			
		0	0	0	0	0	0	0		
	10,55	18,47	23,75	29,03	42,23	52,80	31,190			
		0	0	0	0	0	0	0		
	18,99	31,67	44,34	50,68	76,02	95,02	66,810			
		0	0	0	0	0	0	0		
	22,79	38,00	53,20	60,79	91,20	114,06	810			
		0	0	0	0	0	0	0		
	28,49	47,51	66,50	76,02	114,0	142,56	810			
		0	0	0	0	0	0	0		
	34,20	57,01	79,81	91,21	136,8	171,06	810			
		0	0	0	0	0	0	0		
	38,00	63,35	88,68	101,3	152,0	190,06	810			
		0	0	0	0	0	0	0		

現		行									
小ホール	入場料を徴収しない場合	6,220	10,88	13,99	17,10	24,88	31,10	31,140			
	最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	7,460	13,05	16,79	20,52	29,85	37,31	31,140			
	最高額が1,000円を超過2,000円以下の入場料を徴収する場合	9,330	16,32	20,99	25,65	37,31	46,64	3,140			
	最高額が2,000円を超過3,000円以下の入場料を徴収する場合	11,20	19,58	25,18	30,78	44,78	55,98	3,140			
	最高額が3,000円を超過する入場料を徴収する場合	12,44	21,76	27,99	34,21	49,76	62,20	3,140			

(2) その他の施設使用料

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から13時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料 1時間につき
大ホール	510	1,020	1,280	1,800	2,310	2,310	130
小ホール	510	1,020	1,280	1,800	2,310	2,310	130
練習室 1	750	1,520	1,800	2,570	3,320	3,320	220
2	600	1,210	1,510	2,110	2,720	2,720	150
3	750	1,520	1,800	2,570	3,320	3,320	220
会議室 1	1,150	2,320	2,970	4,140	5,280	5,280	250
2	1,150	2,320	2,970	4,140	5,280	5,280	250

改		正										後	
小ホール	入場料を徴収しない場合	6,330	11,08	14,24	17,41	25,34	31,67	31,190					
	最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	7,590	13,29	17,10	20,90	30,40	38,00	3,190					
	最高額が1,000円を超過2,000円以下の入場料を徴収する場合	9,500	16,62	21,37	26,12	38,00	47,50	3,190					
	最高額が2,000円を超過3,000円以下の入場料を徴収する場合	11,40	19,94	25,64	31,35	45,60	57,01	3,190					
	最高額が3,000円を超過する入場料を徴収する場合	12,67	22,16	28,50	34,84	50,68	63,35	3,190					

(2) その他の施設使用料

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から13時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料 1時間につき
大ホール	520	1,030	1,300	1,830	2,350	2,350	130
小ホール	520	1,030	1,300	1,830	2,350	2,350	130
練習室 1	760	1,540	1,830	2,610	3,380	3,380	220
2	610	1,230	1,530	2,140	2,770	2,770	150
3	760	1,540	1,830	2,610	3,380	3,380	220
会議室 1	1,170	2,360	3,020	4,210	5,370	5,370	250
2	1,170	2,360	3,020	4,210	5,370	5,370	250

現 行										改 正 後																				
3	1,550	2,320	3,100	3,880	5,440	6,980	150	3	1,570	2,360	3,150	3,950	5,540	7,100	150	4	770	1,150	1,550	1,930	2,710	3,470	150	780	1,170	1,570	1,960	2,760	3,530	150
ギヤラリー	1,210	2,120	2,730	3,340	4,860	6,070	430	ギヤラリー	1,230	2,150	2,780	3,400	4,950	6,180	430	ホワイトエ のみの場合)	2,410	4,070	5,440	6,490	9,510	11,930	1,340	2,450	4,140	5,540	6,610	9,680	12,150	1,360
アートのルーム	200	300	510	510	820	1,020	—	アートのルーム	200	300	520	520	830	1,030	—	多目的ルーム	770	1,150	1,550	1,930	2,710	3,470	150	780	1,170	1,570	1,960	2,760	3,530	150

備考 略
(3) 略

第2条 荒尾市潮湯条例の一部改正

現 行			改 正 後		
別表(第10条関係)					
種別	市に住所を有する者	市に住所を有しない者	種別	市に住所を有する者	市に住所を有しない者
日	1人につき100円	1人につき200円	日	1人につき110円	1人につき220円

備考 略

第3条 荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部改正

現 行			改 正 後		
別表第2(第15条関係)					
種別	区分	料金	種別	区分	料金
し尿くみ取 手数料	定期的にし尿を収集し、及び運搬する場合	8円64銭	し尿くみ取 手数料	定期的にし尿を収集し、及び運搬する場合	8円80銭
	工事等により臨時に設置された仮設便槽のし尿を収集し、及び運搬する場合	864円		工事等により臨時に設置された仮設便槽のし尿を収集し、及び運搬する場合	880円

現 行		改 正 後	
ごみ処理手数料	ごみ処理手数料	場合	場合
収集路線等に排出する場合	収集路線等に排出する場合	一般家庭	一般家庭
(1) 市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)大(45リットル相当)10枚入り1組につき	(1) 市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)大(45リットル相当)10枚入り1組につき		(1) 市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)大(45リットル相当)10枚入り1組につき
(2) 指定ごみ袋中(30リットル相当)10枚入り1組につき	(2) 指定ごみ袋中(30リットル相当)10枚入り1組につき		(2) 指定ごみ袋中(30リットル相当)10枚入り1組につき
(3) 指定ごみ袋小(15リットル相当)10枚入り1組につき	(3) 指定ごみ袋小(15リットル相当)10枚入り1組につき		(3) 指定ごみ袋小(15リットル相当)10枚入り1組につき
(4) 指定ごみ袋特小(8リットル相当)10枚入り1組につき	(4) 指定ごみ袋特小(8リットル相当)10枚入り1組につき		(4) 指定ごみ袋特小(8リットル相当)10枚入り1組につき
(5) 市長が指定する粗大ごみ排出用シール(以下「指定シール」という。)1枚につき	(5) 市長が指定する粗大ごみ排出用シール(以下「指定シール」という。)1枚につき		(5) 市長が指定する粗大ごみ排出用シール(以下「指定シール」という。)1枚につき
事業者(少量排出に限る。)	事業者(少量排出に限る。)		(1) 指定ごみ袋大(45リットル相当)10枚入り1組につき
			(2) 指定ごみ袋小(15リットル相当)10枚入り1組につき
463円	463円		1,361円
308円	308円		454円
154円	154円		62円
83円	83円		
411円	411円		
1,338円	1,338円		
446円	446円		
62円	62円		
処理施設	処理施設	処理施設	処理施設
一般家庭(粗大ごみを除く。)	一般家庭(粗大ごみを除く。)	一般家庭(粗大ごみを除く。)	10キログラムにつき

現 行		改 正 後	
備考 略	に持ち込む場合	事業者	10キログラムにつき <u>185円</u>
		事業者	10キログラムにつき <u>188円</u>
		略	略
備考 略			

第4条 荒尾市働く女性の家条例の一部改正

現 行		改 正 後	
別表 (第10条関係)			
室名	区分	1時間につき	冷暖房費 (1時間につき)
研修室A		150円	<u>110円</u>
研修室B		120円	<u>110円</u>
講習室		190円	<u>110円</u>
和室C (梨花の間)		120円	<u>110円</u>
和室D (なでしこの間)		120円	<u>110円</u>
体育室		530円	<u>330円</u>
備考 略			

第5条 荒尾市地域産業交流支援館条例の一部改正

現 行		改 正 後	
別表 (第10条関係)			
区分	使用時間	9時30分から 21時30分まで 1時間につき	冷暖房使用料 1時間につき
区分	使用時間	9時30分から 21時30分まで 1時間につき	冷暖房使用料 1時間につき

現 行		改 正 後	
小袋工芸館	多目的ルーム	円 432	円 440
	研修室A (和室12畳)	円 216	円 220
	研修室B (和室12畳)	円 216	円 220
	工芸室	円 432	円 440
メディア交流館	多目的ルーム	円 432	円 440
	研修室A	円 324	円 330
	研修室B (和室12畳)	円 216	円 220
	パソコン室	円 864	円 880
みどり蒼生館	多目的ルーム	円 432	円 440
	研修室A	円 324	円 330
	研修室B (和室12畳)	円 216	円 220
	調理実習室	円 432	円 440
略			

第6条 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

現 行		改 正 後	
小袋工芸館	多目的ルーム	円 432	円 440
	研修室A (和室12畳)	円 216	円 220
	研修室B (和室12畳)	円 216	円 220
	工芸室	円 432	円 440
メディア交流館	多目的ルーム	円 432	円 440
	研修室A	円 324	円 330
	研修室B (和室12畳)	円 216	円 220
	パソコン室	円 864	円 880
みどり蒼生館	多目的ルーム	円 432	円 440
	研修室A	円 324	円 330
	研修室B (和室12畳)	円 216	円 220
	調理実習室	円 432	円 440
略			

別表 (第8条関係)

区分	個人	団体 (20人以上)	荒尾市宮崎兄弟資料館 の観覧料を同時に納付 する場合
略	略	略	略
高校生	300円	1人につき 240円	250円
小・中学生	200円	1人につき 160円	170円

備考 略

第7条 荒尾市万田炭鉱館条例の一部改正

現 行										改 正 後						
場合	その他の場合	市内	48,600	48,600	81,000	3,240	市内	49,500	49,500	82,500	3,300	市内	49,500	49,500	82,500	3,300
		市外	61,710	61,710	102,850	4,110	市外	62,850	62,850	104,760	4,190	市外	62,850	62,850	104,760	4,190
個人使用	略	1回につき	略	200円	略	2,000円	1回につき	略	210円	略	2,100円	1回につき	略	210円	略	2,100円
		1月	略	略	略	略	1月	略	略	略	略	1月	略	略	略	略
(2) ソフトボール球場																
単位	使用時間	料金					超過30分につき	料金					超過30分につき			
1コート	1時間につき	略	略	略	略	略	円	略	略	略	略	円	略	略	略	略
		一般	市内	110	60	略		市内	110	60	略		市内	110	60	略
		夜間照明灯を使用する場合	市外	200	100	略		市外	210	100	略		市外	210	100	略
			市内	3,240	1,620	略		市内	3,300	1,650	略		市内	3,300	1,650	略
			市外	4,110	2,050	略		市外	4,190	2,090	略		市外	4,190	2,090	略
(3) 庭球場																
単位	使用時間	料金					超過30分につき	料金					超過30分につき			
1コート	1時間につき	略	略	略	略	略	円	略	略	略	略	円	略	略	略	略
		一般	市内	110	60	略		市内	110	60	略		市内	110	60	略
		夜間照明灯を使用する場合	市外	200	100	略		市外	210	100	略		市外	210	100	略
			市内	3,240	1,620	略		市内	3,300	1,650	略		市内	3,300	1,650	略
			市外	4,110	2,050	略		市外	4,190	2,090	略		市外	4,190	2,090	略
(4) 市民プール																
単位	使用時間	料金					超過30分につき	料金					超過30分につき			
1コート	1時間につき	略	略	略	略	略	円	略	略	略	略	円	略	略	略	略
		一般	市内	110	60	略		市内	110	60	略		市内	110	60	略
		夜間照明灯を使用する場合	市外	200	100	略		市外	210	100	略		市外	210	100	略
			市内	640	320	略		市内	660	330	略		市内	660	330	略
			市外	820	410	略		市外	830	410	略		市外	830	410	略
(4) 市民プール																

現 行				改 正 後			
使用区分	種別	対象	使用時間 2時間30分まで	超過30分につき	摘要	使用時間 2時間30分まで	超過30分につき
一般使用	個人分 (1回)	中学生以下の児童生徒及び幼児	円 100	円 50	1 幼児とは、3歳以上6歳未満の者をいう。 2 大人とは、一般成人及び大学生をいう。	円 100	円 50
		高校生	円 150	円 50			
		大人	円 200	円 50			
	団体分	50人以上	普通個人券の1割引				
専用使用	専用券	区分	日曜日及び祝日		その他の日		
		50メートルプール	円 38,880	円 22,680		円 39,600	円 23,100
		25メートルプール	円 25,920	円 16,200		円 26,400	円 16,500

略

(5) 弓道場

使用料			
種別	9時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時 超過1時間に つき
専用使用	円	円	円
	4,860	9,720	970
	6,170	12,340	1,230
個人使用 中学生以下の児童生徒	1回につき	70円	700円
		市外 100円	市外 1,000円

使用料			
種別	9時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時 超過1時間に つき
専用使用	円	円	円
	4,950	9,900	990
	6,280	12,570	1,250
個人使用 中学生以下の児童生徒	1回につき	70円	700円
		市外 100円	市外 1,000円

現 行				改 正 後					
高校生	1回につき	市内	100円	1月	市内	100円	1月	市内	1,000円
		市外	150円		市外	150円		市外	1,500円
大人	1回につき	市内	130円	1月	市内	130円	1月	市内	1,300円
		市外	200円		市外	210円		市外	2,100円
略									
(6) サッカー場									
略		区分	1時間につき	超過30分につき					
全面使用料		略							
一般		市内	210円	市内		220円	110円		
		市外	270円	市外		280円	140円		
夜間照明灯を使用する場合		市内	1,080円	市内		1,100円	550円		
		市外	1,380円	市外		1,410円	710円		
略									
(7) 陸上競技場									
略		区分	午前	午後	1日	摘要			
専用使用料		市内	2,160円	2,160円	4,320円	1 個人使用の場合は原則として器具の貸与は行わない。			
		市外	2,770円	2,770円	5,550円	2 フイールドをサッカー、ラグビーで使用する場合はサッカー場使用料を適用する。			
(8) ゲートボール場									
略		区分	8時から13時まで	13時から	8時から	8時から日没まで			
1面使用料		市内	110円	140円	110円	220円			
		市外	140円	140円	140円	280円			

現 行				改 正 後					
高校生	1回につき	市内	100円	1月	市内	100円	1月	市内	1,000円
		市外	150円		市外	150円		市外	1,500円
大人	1回につき	市内	130円	1月	市内	130円	1月	市内	1,300円
		市外	200円		市外	200円		市外	2,000円
略									
(6) サッカー場									
略		区分	1時間につき	超過30分につき					
全面使用料		略							
一般		市内	210円	市内		210円	110円		
		市外	270円	市外		270円	140円		
夜間照明灯を使用する場合		市内	1,080円	市内		1,080円	540円		
		市外	1,380円	市外		1,380円	690円		
略									
(7) 陸上競技場									
略		区分	午前	午後	1日	摘要			
専用使用料		市内	2,160円	2,160円	4,320円	1 個人使用の場合は原則として器具の貸与は行わない。			
		市外	2,770円	2,770円	5,550円	2 フイールドをサッカー、ラグビーで使用する場合はサッカー場使用料を適用する。			
(8) ゲートボール場									
略		区分	8時から13時まで	13時から	8時から	8時から日没まで			
1面使用料		市内	110円	140円	110円	210円			
		市外	140円	140円	140円	270円			

		現 行				改 正 後					
専用使用	使用者がスポーツ活動を目的として使用料を徴収しない場合	市内	4,860	4,860	9,720	970	市内	4,950	4,950	9,900	990
	営利を目的とし、ない公共的団体が使用する場合	市内	6,170	6,170	12,340	1,230	市内	6,280	6,280	12,570	1,250
専用使用	使用者がスポーツ活動を目的として使用料を徴収する場合	市内	9,720	9,720	12,960	1,620	市内	9,900	9,900	13,200	1,650
	その他の場合	市内	12,340	12,340	16,450	2,050	市内	12,570	12,570	16,760	2,090
個人使用	使用者がスポーツ活動を目的として使用料を徴収する場合	市内	22,680	22,680	29,160	3,240	市内	23,100	23,100	29,700	3,300
	その他の場合	市内	28,800	28,800	37,020	4,110	市内	29,330	29,330	37,710	4,190
個人使用	使用者がスポーツ活動を目的として使用料を徴収する場合	市内	16,200	19,440	25,920	1,620	市内	16,500	19,800	26,400	1,650
	その他の場合	市内	20,570	24,680	32,910	2,050	市内	20,950	25,140	33,520	2,090
個人使用	使用者がスポーツ活動を目的として使用料を徴収する場合	市内	48,600	48,600	81,000	3,240	市内	49,500	49,500	82,500	3,300
	その他の場合	市内	61,710	61,710	102,850	4,110	市内	62,850	62,850	104,760	4,190
略											
略											
略											

(12) アーチェリー・弓道遠的場

		使用料			
専用使用	区分	9時から13時まで			
	市内	2,050円	2,050円	510円	510円
専用使用	区分	9時から13時まで			
	市内	2,570円	2,570円	660円	660円
個人使用	区分	9時から17時まで			
	市内	70円	70円	1,000円	1,000円
個人使用	区分	9時から17時まで			
	市内	70円	70円	1,300円	1,300円
個人使用	区分	9時から17時まで			
	市内	70円	70円	2,000円	2,000円

(12) アーチェリー・弓道遠的場

		使用料			
専用使用	区分	9時から13時まで			
	市内	2,090円	2,090円	520円	520円
専用使用	区分	9時から13時まで			
	市内	2,610円	2,610円	680円	680円
個人使用	区分	9時から17時まで			
	市内	70円	70円	1,000円	1,000円
個人使用	区分	9時から17時まで			
	市内	70円	70円	1,300円	1,300円
個人使用	区分	9時から17時まで			
	市内	70円	70円	2,100円	2,100円

現	行	改	正	後
略				

第9条 荒尾市公民館条例の一部改正

現	行	改	正	後
別表 (第9条関係)				
室名	区分	1時間につき	1時間につき	冷暖房費 (コイソ式冷暖房機器の 使用1時間につき)
略				
和室		240円	250円	100円
視聴覚室		370円	370円	100円
体育室		520円	530円	100円
調理室		340円	350円	100円
ロビー		620円	630円	—
備考 略				

第10条 荒尾市学校体育館使用料条例の一部改正

現	行	改	正	後
別表 1 (第2条関係)				
使用時間	8時から 12時まで	12時から 17時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで
使用料	2,160円	3,240円	3,300円	4,400円
備考				
1 使用時間の区分を超えて使用した場合は、その超過した1時間ごとに640円を加算する。				
2 略				
別表 2 (第2条関係)				
区分	1時間につき	1時間につき	1時間につき	超過30分につき

現 行		改 正 後	
略	略	略	略
使用料	照明灯を使用する 場合 210円	使用料	照明灯を使用する 場合 220円
略	110円	略	110円

第11条 荒尾市地域体育館条例の一部改正

現 行		改 正 後																					
略	略	略	略																				
別表第1 (第6条関係)	<table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>8時から12時まで</td> <td>12時から17時まで</td> <td>17時から21時まで</td> <td>8時から21時まで</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>2,160円</td> <td>3,240円</td> <td>4,320円</td> <td>9,720円</td> </tr> </table>	使用時間	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から21時まで	使用料	2,160円	3,240円	4,320円	9,720円	別表第1 (第6条関係)	<table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>8時から12時まで</td> <td>12時から17時まで</td> <td>17時から21時まで</td> <td>8時から21時まで</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>2,200円</td> <td>3,300円</td> <td>4,400円</td> <td>9,900円</td> </tr> </table>	使用時間	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から21時まで	使用料	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円
使用時間	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から21時まで																			
使用料	2,160円	3,240円	4,320円	9,720円																			
使用時間	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から21時まで																			
使用料	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円																			
備考	1 使用時間の区分会を超えて使用した場合は、その超過した1時間ごとに640円を加算する。 2 略	備考	1 使用時間の区分会を超えて使用した場合は、その超過した1時間ごとに660円を加算する。 2 略																				
別表第2 (第6条関係)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1時間につき</td> <td>超過30分につき</td> </tr> <tr> <td>照明灯を使用しない場合</td> <td>110円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>照明灯を使用する場合</td> <td>210円</td> <td>110円</td> </tr> </table>	区分	1時間につき	超過30分につき	照明灯を使用しない場合	110円	60円	照明灯を使用する場合	210円	110円	別表第2 (第6条関係)	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1時間につき</td> <td>超過30分につき</td> </tr> <tr> <td>照明灯を使用しない場合</td> <td>110円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>照明灯を使用する場合</td> <td>220円</td> <td>110円</td> </tr> </table>	区分	1時間につき	超過30分につき	照明灯を使用しない場合	110円	60円	照明灯を使用する場合	220円	110円		
区分	1時間につき	超過30分につき																					
照明灯を使用しない場合	110円	60円																					
照明灯を使用する場合	210円	110円																					
区分	1時間につき	超過30分につき																					
照明灯を使用しない場合	110円	60円																					
照明灯を使用する場合	220円	110円																					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条、第4条、第5条及び第7条から第11条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。) 以後の申請に係る使用料等について適用し、施行
日前の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 荒尾総合文化センター条例
- (2) 荒尾市働く女性の家条例
- (3) 荒尾市地域産業交流支援館条例
- (4) 荒尾市万田炭鉱館条例
- (5) 荒尾市都市公園条例
- (6) 荒尾市公民館条例
- (7) 荒尾市学校体育館使用料条例
- (8) 荒尾市地域体育館条例

3 第3条の規定による改正後の荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びに
リサイクルに関する条例の規定は、施行日以後に行う一般廃棄物の
処理に係る手数料について適用する。ただし、同条の規定による改
正前の荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例
に規定する手数料の額が表示されている市長が指定するごみ袋及び
市長が指定する粗大ごみ排出用シールについては、なお従前の例に
よる。

荒尾市自殺対策委員会条例について

1	制定の趣旨等	自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく荒尾市自殺対策計画の策定及び変更並びに自殺対策推進に必要な事項について調査審議を行うため、荒尾市自殺対策委員会を設置する。
2	概 要	<p>[委員会の組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 荒尾市自殺対策委員会 ・ 所掌事務 次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる。 (1) 計画の策定及び変更に関する事項 (2) 自殺対策の推進に関する事項 (3) その他自殺対策に関して必要な事項 ・ 事務局 保健福祉部福祉課 <p>[委員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数 15 人以内 ・ 構成 学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者 ・ 任期 2 年
3	施 行 期 日	令和元年 7 月 1 日から施行

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
報酬		報酬	
区分	略	区分	略
報酬の額の基礎	略	報酬の額の基礎	略
選挙長	10,600円	選挙長	10,800円
投票所の投票管理者	12,600円	投票所の投票管理者	12,800円
期日前投票所の投票管理者	11,100円	期日前投票所の投票管理者	11,300円
開票管理者	10,600円	開票管理者	10,800円
選挙立会人	8,800円	選挙立会人	8,900円
投票所の投票立会人	10,700円	投票所の投票立会人	10,900円
期日前投票所の投票立会人	9,500円	期日前投票所の投票立会人	9,600円
開票立会人	8,800円	開票立会人	8,900円
投票箱送致立会人	1,500円	投票箱送致立会人	1,500円
指定病院等の不在者投票における外部立会人	10,700円	指定病院等の不在者投票における外部立会人	10,900円
備考		備考	
1～3 略		1～3 略	
4 選挙従事者のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項の規定において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる場合の当該期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。		4 選挙従事者のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる場合の当該期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	
(1) 投票管理者 日額11,100円以内で、従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額		(1) 投票管理者 日額11,300円以内で、従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額	
(2) 投票立会人 日額9,500円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額		(2) 投票立会人 日額9,600円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額	

現 行	改 正 後
<p>5 指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬の額は、日額<u>10,700円</u>以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。</p>	<p>5 指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬の額は、日額<u>10,900円</u>以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p>	<p>(保証人及び利率) 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p>
<p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</p>	<p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</p>
<p>2 略 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>第1条 荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>(職員) 第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員) 第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員) 第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>		

現	行	改	正	後
<p>第2条 荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部改正</p> <p>(技術管理者の資格) 第8条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づき短期大学又は高等専門学校<small>の理学、薬学、工学、農学、工学</small>、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学<small>の処理に</small>に関する技術上の実務に従事した経験<small>を有する者</small></p>	<p>(技術管理者の資格) 第8条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づき短期大学（同法に基づき専門職大学の前期課程（以下この号及び次号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(技術管理者の資格) 第8条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づき短期大学（同法に基づき専門職大学の前期課程（以下この号及び次号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>		

現 行	改 正 後
<p>(7) 学校教育法に基づき短期大学又は高等専門学校又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を専攻した者</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(7) 学校教育法に基づき短期大学（専門職大学前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を専攻して卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>

第3条 荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法に基づき専門職大学の前期課程（以下この条及び次条において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づき大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>

<p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有</p>	<p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有</p>
---	---

現 行	改 正 後
<p>すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科学目又はこれらに相当する学科学目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者であつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者であつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者であつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科学目並びにこれらに相当する学科学目以外の学科学目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者であつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者であつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者であつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科学目又はこれらに相当する学科学目を修めて卒業した（<u>専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程を修了した者を含む。</u>）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科学目並びにこれらに相当する学科学目以外の学科学目を修めて卒業した（<u>専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、同条第1号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。</u>）については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。</u>）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。</u>）については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市水道条例の一部改正

現 行		改 正 後	
(料金)			
第27条 略			
種別	水量	種別	水量
一般用 基本料金	10m ³ まで	一般用 基本料金	10m ³ まで
超過料金	11m ³ から25m ³ まで	超過料金	11m ³ から25m ³ まで
	26m ³ から50m ³ まで		26m ³ から50m ³ まで
	51m ³ 以上		51m ³ 以上
共用 基本料金	1m ³ につき	共用 基本料金	1m ³ につき
超過料金	5m ³ まで	超過料金	5m ³ まで
浴場用 基本料金	1m ³ につき	浴場用 基本料金	1m ³ につき
超過料金	100m ³ まで	超過料金	100m ³ まで
工事用その他	1m ³ につき	工事用その他	1m ³ につき
私設消火栓	演習用1回20分ごとに	私設消火栓	演習用1回20分ごとに
備考 略		備考 略	
	料金		料金
	1,134.00円		1,155.00円
	156.60円		159.50円
	194.40円		198.00円
	216.00円		220.00円
	626.40円		638.00円
	118.80円		121.00円
	5,400.00円		5,500.00円
	54.00円		55.00円
	237.60円		242.00円
	1,998.00円		2,035.00円

第2条 荒尾市下水道条例の一部改正

現 行		改 正 後	
(使用料の算定の方法)			
第14条 略			
汚水の種類	基本料金 (円. 銭)	汚水の種類	基本料金 (円. 銭)
一般汚水	10m ³ まで	一般汚水	10m ³ まで
	10m ³ を超え20m ³ まで		10m ³ を超え20m ³ まで
	20m ³ を超え		20m ³ を超え
	194.40 (円. 銭)		198.00 (円. 銭)
	使用料 (月額)		使用料 (月額)
	超過料金		超過料金
	194.40 (円. 銭)		198.00 (円. 銭)

現 行		改 正 後	
	1,620.00	20m ³ を超え30m ³ まで (1 m ³ につき)	210.60
		30m ³ を超え50m ³ まで (1 m ³ につき)	232.20
		50m ³ を超える場合 (1 m ³ につき)	248.40
公衆浴場汚水	10m ³ まで	10m ³ を超え30m ³ まで (1 m ³ につき)	21.60
	1,620.00		
備考 略			
2 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の荒尾市水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前日から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの（10月検針分）に係る料金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の荒尾市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるもの（10月検針分）に係る使用料については、なお従前の例による。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正（令和元年7月1日施行）		現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に定めるものとする。 (1)～(6) 略</p>		<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に定めるものとする。 (1)～(6) 略</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に定めるものとする。 (7) <u>巻き爪に対するワイヤー治療</u> ア <u>初診料</u> イ <u>再診料</u> ウ <u>処置料</u> エ <u>材料費（ワイヤー）</u> (8) 略</p>
			<p>1件につ き 3,240円</p> <p>1件につ き 1,080円</p> <p>1趾につ き 2,160円</p> <p>1本につ き 4,320円</p>
第2条 荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正（令和元年10月1日施行）		現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 略 (1) 特別病室使用料 A室 6,480円 B室 5,400円 C室 4,320円 D室 2,700円 E室 1,620円</p>		<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 略 (1) 特別病室使用料 A室 6,600円 B室 5,500円 C室 4,400円 D室 2,750円 E室 1,650円</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 略 (1) 特別病室使用料 A室 6,600円 B室 5,500円 C室 4,400円 D室 2,750円 E室 1,650円</p>

現 行	改 正 後
(2) 手数料	(2) 手数料
ア 普通診断書	ア 普通診断書
イ 死亡診断書	イ 死亡診断書
ウ 死亡診断書写し	ウ 死亡診断書写し
エ 死体検案書	エ 死体検案書
オ 死体検案料	オ 死体検案料
カ 就職診断書・身体検査書	カ 就職診断書・身体検査書
キ 手帳交付用診断書	キ 手帳交付用診断書
ク 年金用診断書	ク 年金用診断書
ケ 生命保険用診断書	ケ 生命保険用診断書
コ 生命保険用診断書 (特殊)	コ 生命保険用診断書 (特殊)
サ 交通事故用診断書	サ 交通事故用診断書
シ 恩給用診断書	シ 恩給用診断書
ス 裁判用診断書	ス 裁判用診断書
セ 出産予定証明書	セ 出産予定証明書
ソ 出生届	ソ 出生届
タ 自賠責保険用明細書	タ 自賠責保険用明細書
チ 領収証明書	チ 領収証明書
ツ 証明書 (診断書に準ずる。)	ツ 証明書 (診断書に準ずる。)
(3) 保険外併用療養費	(3) 保険外併用療養費
ア 初診に係る選定療養費	ア 初診に係る選定療養費
イ 選定療養に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金	イ 選定療養に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金
ウ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与に係るもの	ウ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与に係るもの
2,160円	1,650円
3,240円	1,650円
1,620円	1,650円
5,400円	5,500円
10,800円	11,000円
2,160円	2,200円
4,320円	4,400円
4,320円	4,400円
5,400円	5,500円
5,400円	5,500円
5,400円	5,500円
6,480円	6,600円
1,620円	1,650円
1,620円	1,650円
5,400円	5,500円
1,080円	1,100円
2,160円	2,200円

現 行	改 正 後
(ア) イナビル吸入粉末剤20mg 1 処方につき 5,230円	(ア) イナビル吸入粉末剤20mg 1 処方につき 5,320円
(イ) リレンザ 1 処方につき 3,910円	(イ) リレンザ 1 処方につき 3,980円
(ウ) タミフルカプセル75 1 処方につき 3,660円	(ウ) タミフルカプセル75 1 処方につき 3,720円
(エ) タミフルドライシロップ 3% 1 処方につき 3,660円	(エ) タミフルドライシロップ 3% 1 処方につき 3,720円
(4) 分べん料 (帝王切開の場合を含む。) ア 診療時間内 1 件につき 150,000円 イ 診療時間外又は休診日 1 件につき 160,000円 ウ 多胎 2 児目から 5割加算 1 児につき	(4) 分べん料 (帝王切開の場合を含む。) ア 診療時間内 1 件につき 150,000円 イ 診療時間外又は休診日 1 件につき 160,000円 ウ 多胎 2 児目から 5割加算 1 児につき
(5) 避妊リング料 ア 挿入 1 件につき 37,800円 イ 除去 1 件につき 16,200円 ウ 交換 1 件につき 48,600円	(5) 避妊リング料 ア 挿入 1 件につき 38,500円 イ 除去 1 件につき 16,500円 ウ 交換 1 件につき 49,500円
(6) 人工妊娠中絶料 ア 妊娠11週まで 1 件につき 64,800円 イ 妊娠12週から15週まで 1 件につき 75,600円 ウ 妊娠16週から21週まで 1 件につき 86,400円	(6) 人工妊娠中絶料 ア 妊娠11週まで 1 件につき 66,000円 イ 妊娠12週から15週まで 1 件につき 77,000円 ウ 妊娠16週から21週まで 1 件につき 88,000円
(7) 巻き爪に対するワイヤー治療 ア 初診料 1 件につき 3,240円 イ 再診料 1 件につき 1,080円 ウ 処置料 1 趾につき 2,160円 エ 材料費 (ワイヤー) 1 本につき 4,320円	(7) 巻き爪に対するワイヤー治療 ア 初診料 1 件につき 3,300円 イ 再診料 1 件につき 1,100円 ウ 処置料 1 趾につき 2,200円 エ 材料費 (ワイヤー) 1 本につき 4,400円
(8) セカンドオピニオン相談料 (他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等	(8) セカンドオピニオン相談料 (他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等
30分につき 7,700円	30分につき 7,840円

現 行	改 正 後
を聴くために行う相談に係る使用料をいう。) 2 略	を聴くために行う相談に係る使用料をいう。) 2 略

附 則

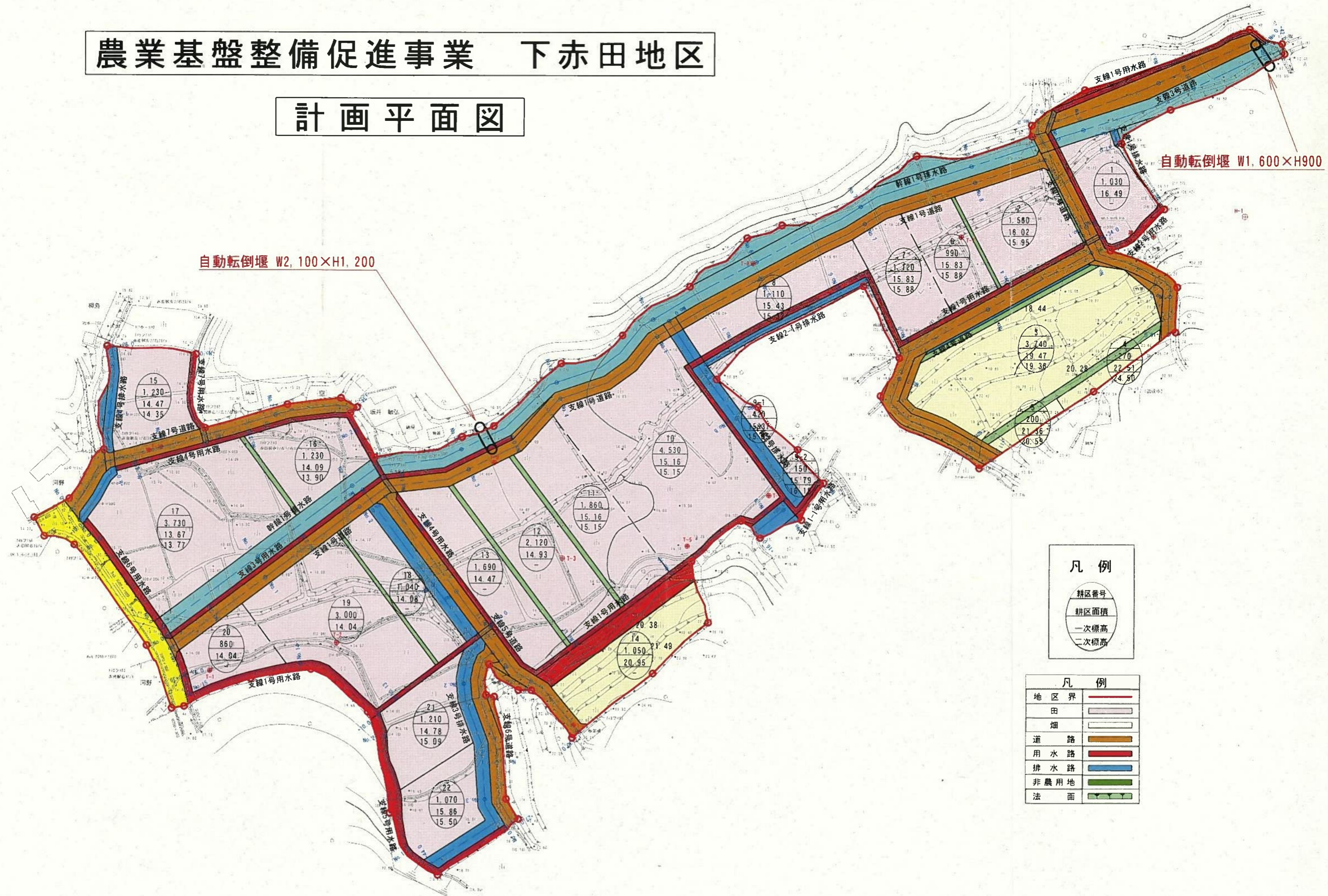
この条例中第 1 条の規定は令和元年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

字区域変更調書

対応 番号	変更前 の大字	変更前 の字	区 域	変更後 の大字	変更後 の字
①	野原	赤田	772の4の一部、774の2	野原	下赤田
②	野原	巡り	892の3及びこれに隣接する水路である 公有地の全部	野原	赤田
③	野原	赤田	767の一部、769の1の一部、770 の一部、772の1の一部、772の2の 一部、772の3の一部及びこれらの区域 に介在する水路である公有地の全部	野原	巡り
④	野原	郷楽	920の一部、921の一部、922の一 部及びこれらの区域に隣接介在する水路で ある公有地の全部	野原	巡り
⑤	野原	赤田	760の一部、761の1の一部、762 の一部、763の1の一部、764の一 部、767の一部、769の1の一部及び これらの区域に隣接する道路である公有地 の全部	野原	郷楽
⑥	野原	赤田	758の3に隣接する道路、水路である公 有地の全部	野原	一ノ坂
⑦	野原	赤田	760の一部及びこれに隣接する道路、水 路である公有地の一部	野原	繁田
⑧	野原	繁田	956の一部及びこれに隣接する道路、水 路である公有地の全部	野原	郷楽
⑨	野原	郷楽	954の2の一部	野原	繁田
⑩	野原	繁田	952に隣接する道路、水路である公有地 の一部	野原	郷楽
⑪	野原	郷楽	948の一部、949の一部、950の一 部、951の一部、952の一部	野原	繁田
⑫	野原	一ノ坂	715の一部、716の一部及びこれらの 区域に隣接する水路である公有地の一部	野原	繁田

農業基盤整備促進事業 下赤田地区

計画平面図



凡例

耕区番号	(Number in circle)
耕区面積	(Area in circle)
一次標高	(Primary elevation in circle)
二次標高	(Secondary elevation in circle)

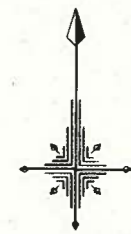
凡例

地区界	(Red line)
田	(Pink area)
畑	(Light green area)
道路	(Orange line)
用水路	(Red line)
排水路	(Blue line)
非農用地	(Dark green area)
法面	(Green area with hatching)

荒尾市下赤田地区土地改良事業（区画整理）

字界変更図

荒尾市野原



S=1/1,000



凡例（新字界の範囲）

字赤田	
字巡り	
字郷染	
字繁田	

凡例

庄界	
旧字界	
新字界	
道路	
水路	
地番	710

拡大①



① 赤田→下赤田

② 巡り→赤田

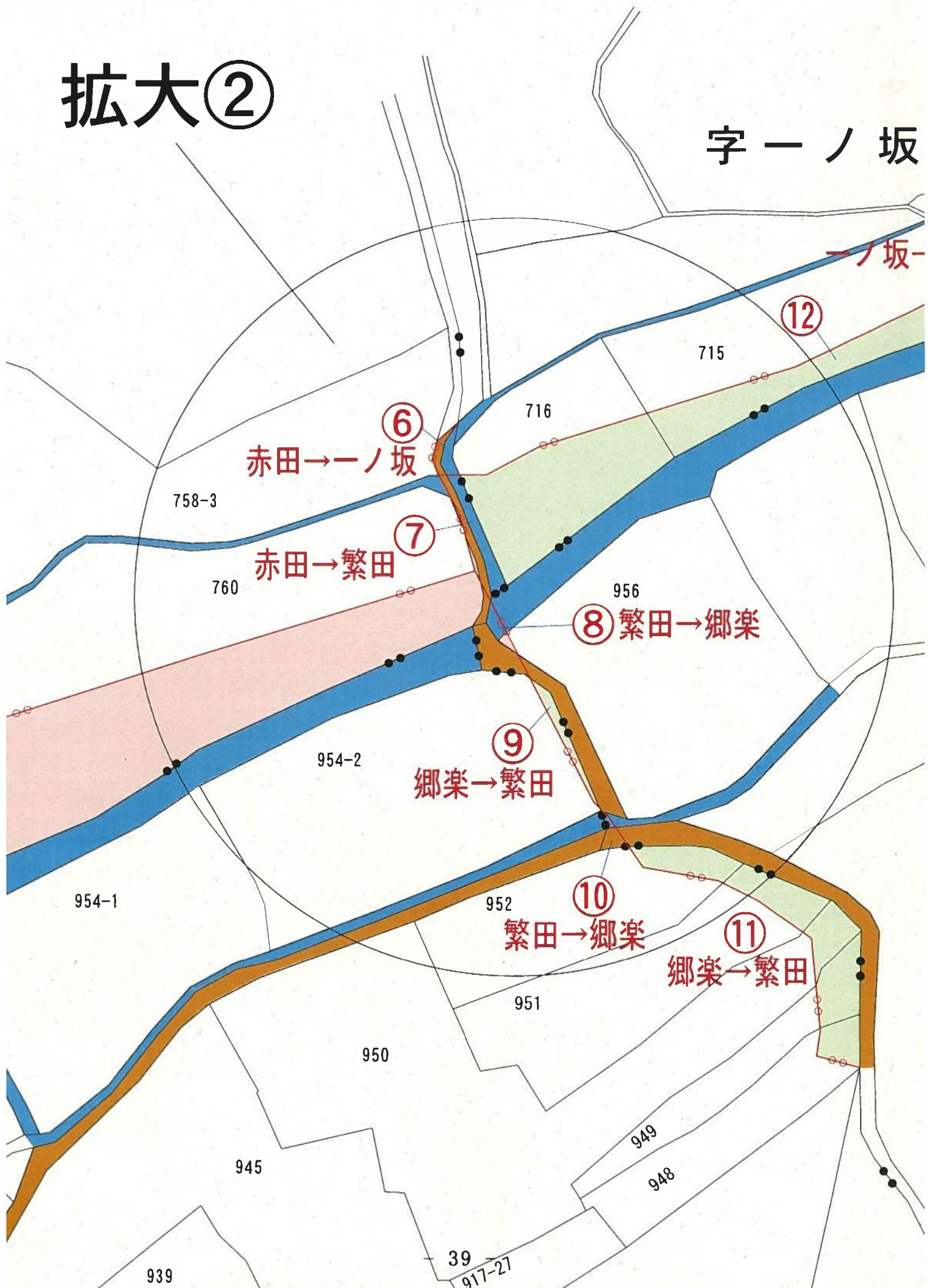
字下赤田

字向赤田

字

拡大②

字一ノ坂



令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	議会事務局人件費（産休・育休代替職員雇用）	1,277				1,277	□臨時職員1人雇用（産休・育休職員代替） ・健康労働保険料 176 ・賃金 1,101
	1 款計	1,277				1,277	
2 総務費	一般管理費（総務課）	2,218					□下水道施設特許による職員職務発明実施補償金 ・補償金 2,218 (財源) ・ベルト型ろ過濃縮機不実施補償料 (13,716)
	人事管理費	2,363				2,363	□会計年度任用職員制度導入に伴う人事給与及び庶務事務システム保守及び使用料並びに臨時職員1人雇用 ・健康労働保険料 209 ・賃金 1,253 ・委託料 217 ・使用料 684
	総合案内業務費	100				100	□雇用形態の変更に伴う組替え ・非常勤職員報酬 △1,152 ・健康労働保険料 △5 ・賃金 1,257
	庁舎維持管理費				2	△ 2	□消費税率引上げに伴う使用料収入増による財源組替え (財源) ・庁舎行政財産使用料 2
	基金費（政策企画課）	30,503				30,503	□荒尾子ども未来基金の積立て ・積立金 30,503
	地方創生移住支援事業費	2,040	1,530			510	□県主導による新たな移住支援事業（移住支援金給付）の実施 ・消耗品費 40 ・補助金 2,000 (財源) ・県補助金 1,530
	コミュニティ助成事業費	1,200				1,200	□太鼓等伝統芸能（風流）備品の整備補助（菰屋区） ・補助金 1,200 (財源) ・コミュニティ助成金 1,200
	エネルギーマネジメント推進事業費	38,108		32,600		5,508	□本庁舎への太陽光発電設備及び蓄電池の設置 ・委託料 38,108 (財源) ・防災施設整備事業債 32,600
	RPA（ロボットによる業務自動化）導入事業費	△ 612				△ 612	□封入封緘機能付カラープリンター導入時期の変更による ・委託料 △144 ・借上料 △468
	電子計算費		2,391			△ 2,391	□国庫補助の新設に伴う財源組替え (財源) ・国庫補助金 2,391
産休・育休代替職員臨時及び非常勤雇用（税務課）	1,211				1,211	□臨時職員1人雇用（産休・育休職員代替） ・健康労働保険料 195 ・賃金 1,016	
2 款計	77,131	3,921	32,600	3,420	37,190		
3 民生費	社会福祉総務費	62	62				□社会保障制度企画調査及び国民生活基礎調査における調査地区の増（1地区） ・非常勤職員報酬 62 (財源) ・県委託金 62
	国民健康保険特別会計繰出金	△ 1,485				△ 1,485	□国民健康保険特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 △1,485

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	介護保険特別会計繰出金	32,437	31,218			1,219	<input type="checkbox"/> 介護保険特別会計人件費補正及び消費税率引上げに伴う保険料軽減強化による ・特別会計繰出金 32,437 (財源) ・国庫負担金 20,812 ・県負担金 10,406
	自殺対策推進事業費	129	86			43	<input type="checkbox"/> 荒尾市自殺対策計画の策定 ・非常勤職員報酬 119 ・費用弁償 10 (財源) ・県補助金 86
	障害者福祉総務費	465	465				<input type="checkbox"/> 幼児教育無償化に伴う自立支援給付システム改修 ・委託料 465 (財源) ・国庫補助金 465
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 310				△ 310	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 △310
	児童福祉総務費	1,491	1,491				<input type="checkbox"/> 幼児教育無償化に伴う子ども子育て支援システム改修 ・委託料 1,491 (財源) ・県補助金 1,491
	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業費	975	975				<input type="checkbox"/> 消費税率引上げに伴う未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金事業 ・普通旅費 7 ・消耗品費 30 ・郵便料 10 ・交付金 928 (財源) ・国庫補助金 975
	幼児教育・保育無償化対応事業費	2,500	2,500				<input type="checkbox"/> 幼児教育無償化に伴う事務経費 ・健康労働保険料 131 ・賃金 859 ・消耗品費 10 ・事務委託料 1,500 (財源) ・県補助金 2,500
	3款計	36,264	36,797			△ 533	
4 衛生費	保健総務費(臨時及び非常勤職員雇用)	1,840				1,840	<input type="checkbox"/> 臨時職員1人雇用(管理栄養士) ・健康労働保険料 278 ・賃金 1,562
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	250				250	<input type="checkbox"/> 長洲町と連携した海岸沿道の活用検討 ・荒尾長洲地域資源活用推進協議会負担金 250
	公害対策費(臨時及び非常勤職員雇用)	1,527				1,527	<input type="checkbox"/> 臨時職員1人雇用(職員補充) ・健康労働保険料 221 ・賃金 1,306
	塵芥処理費	6,695				6,695	<input type="checkbox"/> 臨時職員3人雇用(職員補充)及びごみ処理手数料引上げに伴うごみ袋等販売手数料の増 ・健康労働保険料 882 ・賃金 5,712 ・手数料 101
	大傘田・荒尾清掃施設組合負担金				1,559	△ 1,559	<input type="checkbox"/> 消費税率引上げに伴う手数料収入増による財源組替え (財源) ・ごみ処理手数料 1,559
	し尿処理費				1,133	△ 1,133	<input type="checkbox"/> 消費税率引上げに伴う手数料収入増による財源組替え (財源) ・し尿くみ取手数料 1,133
	し尿処理費(臨時及び非常勤職員雇用)	1,817				1,817	<input type="checkbox"/> 臨時職員1人雇用(職員補充) ・健康労働保険料 245 ・賃金 1,572

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)	
			特定財源					
			国県支出金	地方債	その他			
	松ヶ浦環境センター運営費	150				150	□消費税率引上げに伴うごみ処理手数料改定による廃棄物処理手数料の増 ・手数料 150	
	4款計	12,279			2,692	9,587		
6 農林 水産 業費	水産資源回復・基盤整備交付金事業費	406	406				□荒尾港船台改修に対する補助 ・補助金 406 (財源) ・県補助金 406	
	6款計	406	406					
7 商工 費	プレミアム付商品券事業費	122,524	122,524				□消費税率引上げに伴うプレミアム付商品券発行事業 ・普通旅費 10 ・郵便料 5,514 ・人材派遣等委託料 41,875 ・購入希望申請書封入封緘委託料 125 ・補助金 75,000 (財源) ・国庫補助金 122,524	
	7款計	122,524	122,524					
8 土木 費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	△ 1,480				△ 1,480	□南新地土地区画整理事業特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 △1,480	
	8款計	△ 1,480				△ 1,480		
9 消防 費	消防団員費	17,641				17,641	□消防団員退職報償金(38人分) ・報償金 17,641 (財源) ・共済基金 17,641	
	消防団デジタル無線配備事業費		354			△ 1,000	646	□補助事業の変更による財源組替え (財源) ・県補助金 354 ・コミュニティ助成金 △1,000
	9款計	17,641	354			16,641	646	
10 教育 費	語学指導外国青年招致事業費	105					105	□A L T入替え及び負担金の増による ・健康労働保険料 75 ・自治体国際化協会負担金 30
	語学指導外国青年招致事業費(臨時分)	445					445	□A L T入替え及び負担金の増による ・非常勤職員報酬 △81 ・報償金 50 ・費用弁償 284 ・消耗品費 10 ・自治体国際化協会負担金 20 ・招致旅費負担金 160 ・J E T 傷害保険負担金 2
	保健体育総務費					12	△ 12	□消費税率引上げに伴う使用料収入増による財源組替え (財源) ・学校施設使用料 12
	地域体育館維持管理事業費					5	△ 5	□消費税率引上げに伴う使用料収入増による財源組替え (財源) ・地域体育館使用料 5
	給食センター管理費(臨時及び非常勤職員雇用)	△ 1,972					△ 1,972	□県雇用管理栄養士数の維持による臨時職員雇用の取りやめ ・健康労働保険料 △276 ・賃金 △1,696
	10款計	△ 1,422				17	△ 1,439	
12 公債 費	長期債元金償還金					930	△ 930	□公営住宅の管理事務に係る人件費の減額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 930
	12款計					930	△ 930	
	款合計	264,620	164,002	32,600	23,700	44,318		

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	各款職員等人件費	9,214	△ 1,699		3,767	7,146	(財源) ・住宅使用料現年分 △930 ・国庫補助金 1,068 ・県負担金 △4,767 ・県補助金 2,000 ・熊本県市町村振興協会派遣職員 人件費負担金 4,713 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣 職員人件費負担金 △161 ・災害復旧応援職員派遣経費負担 金 145
	補正額	273,834	162,303	32,600	27,467	51,464	一般財源 ・市有地行政財産使用料 69 ・市有地建物賃賃料 34 ・不実施補償料 11,498 ・財政調整基金繰入金 39,863
	補正前の額	22,590,000	6,539,573	812,500	1,232,838	14,005,089	
	合計	22,863,834	6,701,876	845,100	1,260,305	14,056,553	

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	655,656	△ 1,485	654,171	人事異動等に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	755,656	△ 1,485	754,171	
8款 諸収入	雑入	116,624	△ 2,566	114,058	
	その他	7,200	0	7,200	
	計	123,824	△ 2,566	121,258	
その他		6,594,825	0	6,594,825	
歳入合計		7,474,305	△ 4,051	7,470,254	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	95,900	△ 1,485	94,415	人事異動等に伴う減額
	その他	16,453	0	16,453	
	計	112,353	△ 1,485	110,868	
3款 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	1,360,389	557	1,360,946	納付金決定に伴う増額
	退職被保険者等 医療給付費分	669	13	682	納付金決定に伴う増額
	一般被保険者 後期高齢者支援金等分	288,368	△ 4,939	283,429	納付金決定に伴う減額
	退職被保険者等 後期高齢者支援金等分	186	△ 3	183	納付金決定に伴う減額
	介護納付金分	68,572	1,806	70,378	納付金決定に伴う増額
計		1,718,184	△ 2,566	1,715,618	
その他		5,643,768	0	5,643,768	
歳出合計		7,474,305	△ 4,051	7,470,254	

議第47号資料

令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,075,654	△ 42,015	1,033,639	人事異動等に伴う減額 △391 低所得者保険料軽減強化に伴う減額 △41,624
	その他	96,870	0	96,870	
	計	1,172,524	△ 42,015	1,130,509	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	54,581	△ 655	53,926	人事異動等に伴う減額
	その他	1,497,411	0	1,497,411	
	計	1,551,992	△ 655	1,551,337	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	27,290	△ 327	26,963	人事異動等に伴う減額
	その他	802,955	0	802,955	
	計	830,245	△ 327	829,918	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	60,939	△ 8,855	52,084	人事異動等に伴う減額
	低所得者保険料軽減繰入金	13,983	41,624	55,607	低所得者保険料軽減強化に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	27,290	△ 332	26,958	人事異動等に伴う減額
	その他	834,742	0	834,742	
	計	936,954	32,437	969,391	
10款 繰越金	繰越金	1	126	127	平成30年度繰越金
その他		1,564,508	0	1,564,508	
歳入合計		6,056,224	△ 10,434	6,045,790	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	122,602	△ 10,560	112,042	人事異動等に伴う減額 介護保険係職員分 △8,855 地域包括支援センター職員分 △1,705
	その他	52,629	0	52,629	
	計	175,231	△ 10,560	164,671	
6款 基金積立金	基金積立金	1	126	127	介護給付費準備基金利子積立て
その他		5,880,992	0	5,880,992	
歳出合計		6,056,224	△ 10,434	6,045,790	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 繰越金	繰越金	1	4	5	平成30年度繰越金
その他		21,008	0	21,008	
歳入合計		21,009	4	21,013	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 基金積立金	基金積立金	1	4	5	介護サービス事業基金利子積立
その他		21,008	0	21,008	
歳出合計		21,009	4	21,013	

介護保険特別会計予算は6,077,233千円で、その内訳は、保険事業勘定6,056,224千円、介護サービス事業勘定21,009千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を10,434千円減額、介護サービス事業勘定を4千円増額しますので、1号補正後介護保険特別会計予算は6,066,803千円となります。

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	39,474	△ 310	39,164	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	202,253	0	202,253	
	計	241,727	△ 310	241,417	
6款 諸収入	雑入	7,841	14	7,855	派遣職員の共済費改定に伴う増額
	その他	24,148	0	24,148	
	計	31,989	14	32,003	
その他		515,690	0	515,690	
歳入合計		789,406	△ 296	789,110	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	42,712	△ 296	42,416	職員手当等の変更に伴う減額 高齢者医療係職員分 △310 派遣職員分 14
	その他	4,272	0	4,272	
	計	46,984	△ 296	46,688	
その他		742,422	0	742,422	
歳出合計		789,406	△ 296	789,110	

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	168,194	△ 1,480	166,714	人事異動等に伴う減額
その他		672,400	0	672,400	
歳入合計		840,594	△ 1,480	839,114	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	86,310	△ 1,480	84,830	人事異動等に伴う減額
その他		754,284	0	754,284	
歳出合計		840,594	△ 1,480	839,114	